

# 時代移行をとらえ、前進するために

—飛躍するために電子社会を使う—

2012年2月24日

牧野総合法律事務所

弁護士牧野二郎

# 豊かな街づくり、都市づくりのために

- 震災が我々に教えたもの
  - わが国は、地震の国であること
  - 必ず来る、大型地震
  - 東京直下型、東海地震、東南海地震・・・
  - それに備えた街づくり、都市づくりが必須
- 再生を視野に入れた対応が必要
  - 地震で失われたもの、回復可能なもの
  - 地震・・・電気が来ない、だから紙に ??
    - 津波で流され、火事で燃え、混乱で散乱
    - 紙も信頼できない
  - ⇒ 地震でも、津波でも、十分に守られる仕組み
  - ⇒ 分散型、クラウド型の情報確保

# わが国の後進性？

- オレ流が支配する建設、建築業界  
現場優位、現場対処、現場主義  
その場の収まりを重視、部分最適を目指す  
⇒全体が見えない、未来が見えない  
全体構造との関係  
将来の修繕、改良、加工など
- オレ流が記録されない、責任者の頭の中に存在するのみ  
最終図面が無い？？？！！  
図面どおりでないところがあちこちにある？？！！  
現場対策は図面に載らない？？！！
- 修理をしても、その記録が残らない。やっつけ仕事になる。  
後々、基礎となる内容と、後の修繕などが分からない？！

# 建築業界だけではない

プログラムの世界、ITの世界にもはびこる  
部分最適と秘密主義

- システム構築は、建築と同じ？  
設計どおりに作らない  
設計どおりに作っても、秘密主義  
著作権を主張して、開示しない
- 再契約を義務付けられる??!!  
他の事業者に依頼できない。  
他の事業者には、一切教えない。  
手間隙がかかる、成果が伝承されない……
- 標準化と、開示義務によって改善が図れるはず  
一度出来たら、国民の財産になる

# 法律の世界も、著しいオレ流が

- 契約書の作成
  - 米国の契約書の煩雑さ
  - わが国の契約の実情
  - 司法教育の中で「契約書は自分で作れ」の意味
  - 個別事情が存在するため、標準化が困難なのも事実
  - しかし、すべてゼロからでは高コストに

- 建築関連契約の標準化
  - 四会連合標準契約

「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款(以下「連合約款」とします)」は「工事請負規程」という名称で大正12年(1923年)「建築學會・建築業協會・日本建築協會・日本建築士會聯合」の4会によって制定されました。」  
<http://www.gcccc.jp/about/flow.html> 約款委員会ページから引用

これをまねしたプログラムの開発契約の標準化

- 「契約はプログラム」という発想、そして現実

# オレ流から、標準化へ

- 親方稼業から、熟練技術者に
- 基盤技術と専門技術、すべてが記録される
- 問題への対処が可能に
- 修繕、改良、改善が可能になる
- 修繕、改良、改善も記録され、後に使える
  
- 標準化の持つ意味が重要

# 標準化によって

- 技術の高度化、均一化
- ブラックボックスがなくなる
- 点検、検証、検査が可能に  
信頼性向上
- 評価が客観的になる  
公平な評価が可能に
- 見積もりも客観化
- その結果、内部統制も可能になる

# 電子契約、業務の電子化

- 合理的契約の第一歩  
電子契約によって、客観化の道を進む  
検証可能に、再利用可能に、統制可能に
- 動的契約論  
契約は締結で終わりではない  
契約後の業務管理を指導するものが契約  
点検し、修正し、予定通り進めること
- 契約だけではなく、業務遂行も記録すること



# ITの力が、標準化・電子化を支える

- センサ技術の発達
- 記録媒体の巨大化
- 日常的な情報コミュニケーションの発展
- 記録装置のクラウド化
- 低コスト化  
    道具はそろった……

要は、本当に成長し、世界に伍す気概があるか、と  
いうこと

完